

議案第 26 号

渋川市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市公園条例の一部を改正する条例

渋川市公園条例（平成 27 年渋川市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「管理する」を「管理をする」に改める。

第 5 条中「、10 平方メートル」を「10 平方メートル」に、「、5 平方メートル」を「5 平方メートル」に改める。

第 6 条第 1 項第 4 号中「、主として」を「並びに主として」に改める。

第 23 条第 2 項及び第 24 条第 3 項中「「その他公園」を「、「その他公園」に改める。

第 25 条後段中「第 9 条から第 12 条まで」を「第 9 条、第 11 条及び第 12 条」に改める。

第 29 条第 3 項中「ものはその際、継続中のものは」を「ものにあっては
その際に、継続中のものにあっては」に改め、「納付しなければならない。
なお」を削り、「許可の際」を「許可の際に」に改める。

第 36 条第 2 項中「第 35 条」を「前条」に改める。

別表第 1 の 2 の表に次のように加える。

石原高源地公園	渋川市石原 1828 番地 24
---------	------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

宅地開発行為により築造された公園が市に帰属されたことに伴い、石原高源地公園を追加するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略） （2） その他公園 都市公園以外の公園又は緑地で、都市公園に準じて市が設置及び管理をするものをいう。 （3） ・ （4） （略）</p> <p>（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準） 第5条 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は<u>10平方メートル</u>以上とし、市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は<u>5平方メートル</u>以上とする。</p> <p>（都市公園の配置及び規模の基準） 第6条 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</p> <p>（1）～（3） （略） （4） 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園並びに主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公園施設の設置又は管理の許可） 第23条 （略） 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略） （2） その他公園 都市公園以外の公園又は緑地で、都市公園に準じて市が設置及び管理するものをいう。 （3） ・ （4） （略）</p> <p>（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準） 第5条 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、<u>10平方メートル</u>以上とし、市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、<u>5平方メートル</u>以上とする。</p> <p>（都市公園の配置及び規模の基準） 第6条 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</p> <p>（1）～（3） （略） （4） 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、<u>主として</u>運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公園施設の設置又は管理の許可） 第23条 （略） 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該</p>

12条、第26条第2項、第27条、第32条及び前条____の規定の適用については、第9条、第12条、第27条及び第32条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第26条第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、前条____中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。

別表第1（第3条関係）

- 1 (略)
- 2 その他公園

名称	所在地
明保野第1公園	渋川市渋川3641番地32
(略)	
紅葉台団地内公園	渋川市伊香保町伊香保437番地66
石原高源地公園	渋川市石原1828番地24

12条、第26条第2項、第27条、第32条及び第35条の規定の適用については、第9条、第12条、第27条及び第32条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第26条第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第35条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。

別表第1（第3条関係）

- 1 (略)
- 2 その他公園

名称	所在地
明保野第1公園	渋川市渋川3641番地32
(略)	
紅葉台団地内公園	渋川市伊香保町伊香保437番地66